

第10章

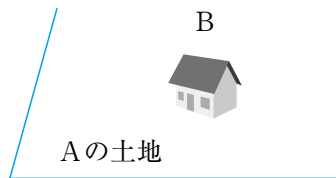
時効

今回のヒッタツ！ポイント

- 1 取得時効と消滅時効のそれぞれの期間を押さえる。
- 2 時効の完成猶予と更新について押さえる。
- 3 時効完成の効力について押さえる。

1 取得時効

一定期間が経つと今まで持っていなかった権利を取得できる。これを取得時効という。



上図のように、Aの土地の上にBが勝手に建物を建てて住んでいるとする。この場合、一定期間が経てば、BはAの土地を自分の物にできる。

1. 時効期間

占有開始の状態	期間
善意無過失	10年
悪意または善意有過失	20年

☆占有開始の状態が善意無過失であれば、その後悪意に変わったとしても10年で時効取得できる。

2. 占有の承継

取得時効を主張する場合、前の占有者の占有期間および占有開始の状態（善意・悪意）を引き継ぐことができる。